

令和7年度第5回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和7年12月23日（火）
午後1時15分
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎 第1委員会室
- 3 招 集 日 令和7年12月12日
- 4 出席委員 今井 博之、浮谷 善軌、須賀 勝巳、高橋 祐美、
笠原 裕司、池田 郁雄、高杉 幹、石幡 恒美、
堀内 龍文、小高 由美子、布施 幸一
- 5 欠席委員 三木 哲、小倉 浩
- 6 事 務 局 吉野市民生活部長、山崎保険年金課長、岡田保険年金課
長補佐、金窪国民健康保険係長、千葉保険料収納係長、
五十嵐主事
- 7 傍 聽 者 なし
- 8 議 題 子ども・子育て支援金制度に係る18歳以上均等割につ
いて
子ども・子育て支援金制度導入に係る令和8年度国民健
康保険料の見直しについて（審議・議論・答申案）
- 9 配付資料 18歳以上均等割について
委員意見書
子ども・子育て支援金制度の導入に係る令和8年国民健
康保険料の見直しについて（答申書（案））
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後2時35分
- 11 議事内容 次のとおり

委嘱状交付（前回ご欠席委員について）後開会

(事務局)

ただ今から令和7年度第5回流山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

－会長挨拶－

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、市民生活部長よりご挨拶を申し上げます。

－市民生活部長挨拶－

(事務局)

それでは会議に移らせていただきます。

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長となっておりますので、会長に議事進行をお願い致します。

それでは、会長よろしくお願ひします。

(議長)

これより議事に入ります。

本日の出席者は、委員13名のところ11名でございますので、流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議が成立していることをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人の申し出はございません。

それでは、議題1「子ども・子育て支援金制度に係る18歳以上均等割」について、事務局から説明をお願いします。

なお説明や、このあとの質疑応答については、着座のままで結構です。

(事務局)

保険年金課の山崎です。

答申案の審議に入る前に、前回、子ども・子育て支援金制度の導入についての説明の中で、18歳以上均等割についてお話しさせていただきました。従来の医療保険料の区分にはない新しい形での賦課方法であり、前回の議論ではご質問も頂戴していたところでございますので、今回、改めて事務局から説明させていただきたいと思います。

資料1の「18歳以上均等割について」をご覧ください。

まず、資料の上段（1）は、18歳未満の均等割の10割減免、18歳以上の均等割が仮に制度としてなく、通常の均等割を課される場合を想定しています。

負担の構造として、例えば父母と子が3人の世帯のケースでは、両親の所得割・均等割に加え、子ども3人分それぞれに均等割、1,700円の3人分、5,100円が加算されることになります。

ただし、これは原則の額で、世帯の所得によっては7・5・2割軽減または、未就学児の場合はさらに5割軽減となる場合があります。

そして、18歳以上の単身世帯のケースでは、被保険者おひとりの所得割・均等割が賦課されることになりますが、当然18歳未満の被保険者の負担はないことになります。

この仕組みでは、子どもの数が増えるほど、世帯の保険料負担は増えすることになります。

これは、国が推奨する「子ども・子育て支援金制度」の、社会全体で子育てを支えるという趣旨に逆行し、子育て世代への支援と矛盾する結果となってしまいます。

次に、資料下段の（2）をご覧ください。今回国が設計した新しい仕組みです。

全ての18歳未満の流山市被保険者の均等割を10割軽減とし、その総額を子育て世帯の方も含めた全ての18歳以上の流山市被保険者で負担する仕組みとなっております。

これにより、個々の子どもにかかる均等割負担を実質的に解消し、子育て世帯全体の負担を抑制することになります。

その結果、例えば、父母と子が3人の世帯のケースでは、両親の所得割・均等割と18歳以上均等割が課され、3人の子ども分の均等割は負担が生じないことになります。

そして、18歳以上の単身世帯のケースでは、被保険者ひとりの所得割・均等割、18歳以上均等割が賦課されることになります。

この制度設計には、大きく2つのメリットがあります。

1つ目は、子ども1人に通常の均等割が賦課される場合より子育て世帯にとって負担が低いということです。

2つ目は、子育て世帯において、子どもの数に応じて負担が増えないということです。

これにより、子どものいる世帯の拠出額が抑えられ、単身者や高齢者世帯を含む、18歳以上の全被保険者が年100円の負担を通じて、子どもたちを支える全世代型の支援モデルになっていきます。

以上で説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から議題1「子ども・子育て支援金制度に係る18歳以上均等割」について説明がありましたが、質問等ございましたらお願ひ致します。

委員お願い致します。

(委員)

18歳未満の被保険者の分が1人だったとすると、1,700円、それに対して、18歳以上の人たちがその分を全員で負担するのが100円ということですけれど、これで計算は合うのですね。

(事務局)

はい。合います。

(委員)

もっと取らなければならない計算のような気がしたのですけれど、合っているというなら、合っているのでしょうか。大枠どういう計算でしょうか。

(議長)

それでは、事務局お願いします。

(事務局)

1,700円というのは、あくまで原則の金額になっておりまして、当然この1,700円というのが、世帯の所得によって7割安くなる世帯もありますし、5割、2割に安くなる世帯もありますし、そういうことで安くなる世帯もありますので、そういうことを含めて計算は合っている形になります。計算は算定しておりますので、大丈夫です。

(議長)

ありがとうございます。

他にご質問はいかがでしょうか。

委員。

(委員)

今、前回資料の8ページ目を見ているのですが、この100円というのは、月額でしょうか。

(事務局)

年間です。

(委員)

それで、8ページの負担額表をみると、例えば2人世帯だと1,000円ということですか。

(事務局)

大人の均等割です。均等割は1,700円ですけれど、例えば大人2人世帯の43万円所得の世帯であれば、7割軽減なので、年間1,000円という形になります。保険料自体は、1,700円、100円となっておりまして、これは原則の額でございまして、所得を見まして7割の軽減がかかった状態の金額になりますので、それを2人分合わせますと、年間1000円、月額83円という計算になります。

(委員)

均等割は100円が全体の平均ということですね。

(事務局)

100円が通常の金額というイメージです。

(委員)

所得が増えると、変わるのでしょうか。

(事務局)

変わらないです。ここは増えることはないです。

(議長)

ありがとうございます。

他にご質問はありますでしょうか。

(議長)

ご質問がないようですので、議題1を終了させていただきます。

それでは、次に、議題2「子ども・子育て支援金制度導入に係る令和8年度国民健康保険料の見直しについて」に移ります。

まず初めに、委員から追加のご意見をメールでいただきましたので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

保険年金課の山崎です。

前回、意見聴取についてのご案内がありまして、委員の方からご意見を頂戴しました。ありがとうございます。いただいたご意見の内容と事務局からの回答をご説明させていただきます。

資料2の「委員からの意見書に対する事務局からの回答」をご覧ください。

まず、全て被保険者への周知についてのご提案として認識しております。

1つ目としまして、少子高齢化の我が国の将来を担う子どもを育てる

ことが、国全体のみならず私たちの生活の未来を担っていることです。事務局からの回答としまして、こちらのご指摘の内容につきましては、第4回国保運営協議会においても、複数の委員からご意見をいただいていることから、後ほど会長からご説明いただく答申案の附帯意見への記載として、ご議論いただきたいと考えております。

2つ目が、国保の被保険者ではない後期高齢者の医療費について、既に支援金の形で、国保の被保険者が負担している現状があることです。事務局からの回答としまして、国民健康保険の現在の3区分のうち、後期高齢者支援金分については、委員ご指摘のとおり、後期高齢者医療制度の費用の一部として、賦課されるものです。

また、この後期高齢者支援金は、国保のみならず、被用者保険においても賦課されているものです。

子ども・子育て支援金による世代間の支援の議論の前提として、従来の国民健康保険料には、すでに後期高齢者医療制度への支援が含まれていることを周知し、理解を図っていくべきとのご意見については、今後、広報、ホームページなどを通じ、周知を図っていきたいと考えております。

3つ目が、国保の被保険者である前期高齢者の医療費について、国保だけでは負担しきれないため、その相当部分を国保と関係なく、かつ世代が相違する被用者保険（共済保険、協会けんぽ、組合健保）といった、現役世代が負担している現状があることです。

事務局からの回答としまして、委員ご指摘のとおり、国保加入者の医療費は、国保加入者の保険料だけではなく、国・県・市の公費や、委員ご指摘の被用者保険からの前期高齢者交付金で賄っている状態です。

この前期高齢者交付金は、前期高齢者の偏在による保険者間の不均衡を調整するための仕組みとなっています。

現状、全国の国保全体の医療給付費等の総額のうち、4割強を前期高齢者交付金で賄っています。

こちらも世代間の支援として、ご意見については、今後、広報、ホームページなどを通じ、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。

子ども・子育て支援金制度の導入については、前回の任期から委員になられていた皆様には、5月23日の第1回国保運営協議会及び8月22日の第2回国保運営協議会において、そして、現在の委員の皆様には10月3日の第3回国保運営協議会において説明があり、そして12月12日の第4回国保運営協議会では、先ほど挨拶でも申し上げましたように皆様には慎重な審議・議論・活発なご意見をいただきました。

前回、協議会として確認・認識させていただいた内容と、追っていただきました委員からのご意見を、答申案として取りまとめ作成いたしました。

それが今日お手元にある資料で、案となっているものです。後ほど、皆様にはお読みいただく時間を設けておりますけれども、流れに沿って、私から補足という形で説明させていただきます。

1のはじめには、前段で慎重に審議を行いましたというところです。

この2の審議結果というところからが本文になっていきますけれども、(1)見直しの必要性までは、前回の議論の前段、「子ども・子育て支援金制度そのものに関する議論」に位置付けられるところです。

「子ども・子育て支援金制度」は、深刻化する少子化対策のため、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい仕組みとして創設され、医療保険者は、保険料と合わせて子ども・子育て支援金を国に納付する必要があり、本市においても子ども・子育て支援金の徴収のため、令和8年度から国民健康保険料の見直しを行う必要性があることは、皆様にご理解いただけたことと思います。

この議論では、各委員により、全世代・全経済主体が子育て世帯を支援するという本制度の意義について、「子ども世代が将来の社会保障の担い手である」という視点を忘れずに、被保険者の皆様から深いご理解を得ることが極めて重要であるとのご意見が上がりました。

多くの委員から意見を頂戴し、保険者として被保険者の方にこの点の理解を得られるよう努めていくことをうながすことは、審査会としての総意だと考えましたので、こちらは答申案の後ろにある附帯意見として(3)のアに入れさせていただきました。

そして、(2)の国民健康保険料の見直し内容については、事務局が説明しました、千葉県が示す流山市標準保険料率を採用したものです。

流山市標準保険料率は、不足なく徴収するために千葉県が、流山市の国保の被保険者数と所得水準に基づいて算出している方式になります。税からの負担となる、一般会計からの繰入れを避けるためにも望ましい方式であると、委員方のご意見にありましたように、委員の皆様にも認めていただいたところです。

そして、イの子ども・子育て支援金制度導入の効果として、新設する子ども・子育て支援金の賦課により、千葉県が示す子ども・子育て支援金納付必要額が確保されるという見込みです。

この点について、委員から低所得者世帯、とりわけ児童扶養手当受給世帯については、制度趣旨からも減免の措置ができるないかとのご意見がありました。今の運用で、児童扶養手当受給世帯の軽減を市として設けることとなると、その財源は一般会計から繰り入れることとなり、直ちにその措置を採用することは出来ませんが、低所得者世帯への影響を鑑み、負担軽減策について制度設計を行っている国に対し、要望を挙げることを働きかけていくことは出来ると思いますので、附帯意見として（3）のイに盛り込ませていただきました。

以上が答申案の説明となります、今日、皆様の初見となりますので、少しお時間を取りたいと思いますので、委員の皆様にご一読いただきまして、ご意見等あればお願ひします。5分程度お時間をとりますので、読み終わられた方は顔を上げていただければと思います。それでは、ご一読お願ひします。

（議長）

いかがでしょうか。それでは一度お読みいただけましたでしょうか。

流れとしては、我々委員として議論を尽くして、制度自体は理解して承知いたしました。しかし、やはり被保険者に理解を得られるように努めてくださいということと、そもそも制度設計者の国には負担軽減策について要望していくと、こういうような流れで作成をさせていただきました。ご意見等あれば、ぜひこの場でお願い致します。

委員、お願ひします。

（委員）

案の方、見させていただきまして、審議結果1、2については確か

に、本論という趣旨ではこういう形でよろしいかと思ったのですが、附帯意見について、一番最後に書いてありますけれど、特にイについては私が意見を出させていただいたところですので、もう少し私の方から説明させていただいてご回答いただければと思います。

要するに、イのところについて率直に言いたいことは少し抽象的に書かれたのか、会長の説明の中には一人親家庭の、児童扶養手当のことについて触れられましたけれども、もう少しそういうところに踏み込めないかなと言うところが、私の率直な意見です。附帯意見ですから、ある程度自由度があってもいいのかと思ってますし、とくにこの低所得者世帯というだけではなくて、要するに流山市というのは、「母になるには流山」というキャッチフレーズを掲げているような、非常に子育てに理解と支援が充実した市ですよね。ということであれば、もう少しそういうところに踏み込んで、他のところがやっていないような施策を先駆けて検討して、出来れば実現していくというところに踏み込んでいいのかなと思うのです。というのは、市の今、人口が増えていますよね。それは、市の施策として子育て世代をこの地域に呼び込むという施策が成功したからだと思うのです。それは他市がやっていないような、例えば、子どもの送迎のためのシステムを他に先駆けて整えるとか、そういうような、他がやっていないところで流山市がやっている、こうやつたら子育てがしやすいよねということで集まって来られたわけです。せっかくそういうイメージを作られたたわけですから、踏み込んでひとり親家庭のことも市としては十分考えているのだよということをやってみてはどうでしょうか。人気取りと言われるようなことかもしれませんけれど、考えてみてもいいのではないでしょうか。

それから、プラスに考えててくれる人もいれば、ひとり親家庭の苦しさは分かるけど、どうしてそこまでしなければならないのかという方もいるでしょう。そういう人たちについては、なんていうのでしょうか、制度の趣旨とか目的を説明するだけではなくて、さっき言ったような、市としてこういう風に考えているのだというような、説明を丁寧にやるのはもちろんですが、メリットも十分説明して理解してもらうような活動も必要なのではないかと思います。先程、市の一般会計のお話もありましたけれど、やるとすると市の一般会計の方になるかと思うのです。そうすると今のところ、国とか市が制度設計としてはどうしろと決まって

はいないと想いますので、減免してはいけないという決まりもないでしょ
うし、財政面からしても、額としてはそこまで大きくならないという計算もあります。

最後に、これは独自でやるといつても、県や国との調整も必要になることもあると思いますので、それを踏まえて考えていただきたいと思っています。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、事務局お願いします。

(事務局)

事務局の見解を述べさせていただきます。

まず、子育て施策ということで、流山については、皆さんご承知のとおり、「母になるなら流山」ということでマーケティング戦略により送迎保育ステーションを全国に先駆けて整備し、そして保育所や学童クラブを整備していく中で、子育ての需要が高まっていき、子育て世帯が増えていくといった、これまでの政策的な判断もあり、全庁的な議論においてそういうことをやってきた背景はあります。ただ、今回、お気持ちは分かるのですが、保険制度でもありますので、市民には、国保の方もいれば、会社の健康保険の方もいますので、保険の原則からいって国保だけ減免すべきか、減免は公平性の観点からも難しいのではないかというのが、率直な感想です。委員がおっしゃるとおり、減免自体は独自でも出来ます。出来ますが、そういう面で難しいというところです。

そして、要望の件につきましては、均等割の金額について、現状では、未就学児を5割軽減とする制度が令和4年から国全体で始まっているのですが、制度が始まってからもっと拡充すべきだという要望を国にこれまで上げてきたのですが、全国的にそういった声も高まってきて、令和9年度から、18歳未満まで、つまり高校生までに広がったというケースもあります。微力ではあるのですが、要望も全国的な声になれば、力を発揮することもありますので、執行部としてはそういう見解を持っています。以上です。

(議長)

委員お願いします。

(委員)

ありがとうございました。

無理なのは大体分かっているのですけれど、なぜ私がこういうことを言ったのかと言いますと、一番最初に私が申し上げたのですが、本来、これは国民健康の保険料の収納の中でやっていくこと自体に無理があると思うのです。つまり、さっき言った、ひとり親家庭について国保で審議するとなると、範囲が国保の加入者だけですよね。被用者保険とか、他のところにもそれほど多くはないかもしませんが、そういうところにもひとり親家庭はいらっしゃると思うので、それはどうするのかという問題になるのは当然理解していたのですが、一石を投じないと多分何の意見も出ないでしょうし、税金ならばその辺の公正性や公平性が担保できると思うのですが、市の審議会ではそんなことも言えませんので。今のイのところの文言に戻りますが、そうすると、ひとり親世帯とか児童扶養手当とかそういう文言はあまり入れない方がいいのでしょうかね。いかがでしょうか。

(議長)

イの目的語というところは、特に低所得者世帯などへの影響が見込まれるという記載をしていまして、ここに新たな負担増加がのしかかってくる人たち全ての意味を込めていて、これを例えれば、とりわけ児童扶養手当受給世帯といった文言にすることも考えてはみたのですが、そうすると国に要望する前にまず市に要望すべきということになってしまって、市に言って終わりかというと、そもそも委員のおっしゃるように、国で決まった制度で、この制度の中に子ども・子育て支援金制度を導入するということは決定している中で我々はどのような意見を出すのかというところですので、制度自体を考えてほしいということをまず国に伝えることが、我々委員の意見かと思いましたので、あえてとりわけというのは外してみました。これを入れてしまうと、国の前に市となることを作成時に考えました。ここにいる委員もみな、私も委員の意見を重々理解してそれをどのように伝えるかということで、この目的語は

少し抽象的に幅を広げてというイメージです。

今、委員のこういう意見をいただいたのですが、こここの言葉を例えればとりわけとせずに、児童扶養手当受給世帯をと言い換えたりして、児童扶養手当受給世帯という表現を使ってしまうと、要望先が市の方になるのかなということで少しかわして国に要望を上げたいという意味合いです。

ひとり親に限らないかなという気もします。お子さんがいてもいなくても、所得が低いところで新たな負担が生じますので、そこを全てを考えたときに保険の中に組み込むのが良かったかどうかをもう一度検討してほしいという意味もあります。そこであえて広げさせていただいたというところです。私の仮案ですので、皆さんのお見を聞いて今日、修正出来ればと思います。どのような表現が差し障りがないか、各種法令とか規定に照らして事務局にも精査していただくことになろうかとは思うのですが、このイの表現をどのようにするかという意見が、まず出ました。それ以外のところで、ご意見があれば他の委員の方で、先に承りたいと思います。

委員お願いします。

(委員)

よろしくお願ひ致します。

すみません。今、委員のご意見を伺ってというのと、2のイのところに子ども・子育て支援金制度の効果という文言があって、そこで思ったことがあります。イの回答は今回の必要額に対して財源が確保されましたという効果の意味合いかと思うのですが、そもそも子ども・子育て支援金の制度の効果の検証としまして、前回のご説明の中で支援金の使い先の大枠は決まっているけれど、まだ具体的な使い先はこれからと言うお話をだったかと思います。

(事務局)

具体的な話というか、事業はもう決まっています。

(委員)

事業は決まっているのですね。導入の効果として、子ども・子育て支

援金分がいくらと保険料に記載される形になると伺っていると思うのですけれども、長期的視点として、徴収したあとの使い道に、どういう効果があるのかというのを検証や議論は出ていなかったと思っています。それは委員の本来国保でやるべきだったのかということにつながると思います。そういうところも含めた意見を入れてもいいのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

(議長)

ここでの効果は、制度の効果ではなく、必要金額を確保できるという意味の効果なのですね。

(委員)

効果がその意味というのは分かります。ただ、これを見てそのように感じたところです。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

前回の資料の2ページにある6事業、こちらが子ども・子育て支援金を充てて、国全体で取り組むものということですが、数年やらないと効果は分からないのですが、実はこの効果検証は国の方で、数年後に検証することが法律で定まっていたと思います。それを踏まえて子育て施策を改めて議論する形になっていますので、市としては徴収して納付するというのが、国保の世界の話で、事業全体の効果検証は国の話になってくところかと思います。以上です。

(議長)

いかがですか。

(委員)

状況は理解できました。

(議長)

ご意見ありがとうございます。

その他、ご意見はいかがでしょうか。

委員お願いします。

(委員)

意見と言うより表記の問題で、感覚的なものですし、私だけかもしけませんが、一応皆さんに考えていただきたくて、3番の附帯意見のアの3行目、「社会保障を利用している子育てされていない方や」というところがどうしても引っかかるのです。というのも「社会保障を利用して子育てをされていない方」、若しくは「社会保障を利用している子育てをされていない方」ではないかと思うのです。ただ、2個目に言った方ですと、「社会保障を」と「子育てを」で「を」が二つ重なってしまいますので、あまりよくないかと思います。そうなると、「社会保障を利用して子育てをされていない方」の方がよいと思うのですが、いかがでしょうか。

(議長)

ご意見ありがとうございます。

(事務局)

言葉の確認なのですが、「社会保障を利用して子育てをされていない方」でしょうか。

(委員)

そうです。

(事務局)

「いる」を取るということでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(議長)

委員お願いします。

(委員)

確認になるのですが、この文言の理解としては、子育てをしていないけれども社会保障を利用している方を対象にしているという意味合いでよかったですでしょうか。

(事務局)

そうです。

(委員)

ありがとうございます。

(議長)

これは「いる」はあった方がいいような気がします。ここから先は国語の問題になると思います。

社会保障を利用して子育てをされていないというのは、時系列が出来ますよね。利用した先、その後子育てをされていない意味かと思います。日本語は関係代名詞がないですが、英語でしたら関係代名詞が入っているわけですよね。あと、子育てが終わっている人の他に、子育てをはじめからしていない人も含んでいるようです。社会保障を利用しているけれど、子育てしていない人、つまり、あなた方も社会保障を利用しているでしょうという意味ですよね。

委員お願いします。

(委員)

例えばですが、「社会保障を利用しているが子育てされていない方」でしょうか。

(議長)

そもそも、社会保障を利用しない日本人はいないですよね。難しい表現です。委員のおっしゃることも分かりますし、皆さんに分かりやすい

表現にしなければならないです。ある意味、嫌みな文章でもあります。

(委員)

これを活かそうとすると、色々とおかしくなるので根本的に作り直す方がよいかもしません。

(議長)

本当は、全ての世代にとってということを強調するための意図で、全ての世代の例示がその前の二つで、あえて、子どもがいない方や高齢の方も含めて社会保障を使っている点を言いたいだけなのです。

事務局お願いします。

(事務局)

事務局からの提案ですが、例えばですが、会長がおっしゃったように、社会保障を利用しているという前提が当然であれば、「将来もしくは今、社会保障を利用している」という部分を削って、「子育てをされていない方や高齢の方を含めた全ての世代にとっても、この施策によって社会保障制度を維持していくことは重要な意義がある」という表現でいかがでしょうか。後ろでもう一回「社会保障を利用している」と言っています。

(議長)

そうですね。趣旨はそういうことだと思います。余計なことは削って、「将来もしくは今、社会保障を利用している」までを削除させていただくということにします。

ありがとうございました。

委員お願いします。

(委員)

よろしくお願ひ致します。

私がこれを拝見して、とてもわかりやすくて、すっきりしていていいと思いました。今の文言とか、直していただけたら、私はこれでいいと思いました。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

もしないようでしたら、先程の委員のご意見で、低所得者世帯という言い方が抽象的であるということで、その言い方をどうするかだけを決定すれば、ほぼ答申が完成するかと思います。

児童扶養手当受給世帯と個別に表現することも大事ですけれど、全ての負担がかかる低所得者世帯のことと言いたいというところで、抽象的にさせていただいてましたが、委員、もう一度この辺りのお考え、ご意見をいただければと思います。

(委員)

「特に」の後のところが、私はもう少しはっきりさせた方がいいのではということで申し上げました。

「特に」を削除して、括弧で続けるか、もしくは低所得者世帯、例えばひとり親家庭など、といった風に加えるのはいかがでしょうか。もう少し具体性を持たせてもよいのではないかと思います。

(議長)

ありがとうございます。

ただひとり親家庭でないところも負担は増加するかと思います。

(委員)

低所得者世帯のあと、括弧にして例えばひとり親家庭ということで、もう一つくらいのカテゴリーを増やしてもよいと思います。

(議長)

括弧書きはやめておいた方がよいかと思います。

(委員)

そうすると、例えば何々と加えたらいかがでしょう。

(議長)

分かりました。それでは、他の委員方、いかがでしょうか。

委員全員で審議して出した答申になりますので。

事務局お願いします。

(事務局)

事務局です。

低所得者世帯、例えばひとり親世帯と言う表現ですと、ひとり親世帯も所得が多くある方もいるので、その点も含めて検討していただければと考えます。

(議長)

ここは時間がかかったところではあります。

委員お願いします。

(委員)

括弧を付けるとおっしゃっていたのですが、括弧を付けて委員のおっしゃるような表現にしたとき、もしこの場の説明を聞いていなくてそれを読むと、低所得者は誰を指して一番言いたいのか、ひとり親を指しているのかと勘ぐってしまうと思います。低所得者というのはどこにフォーカスしているのかを、いろんなところに目を向けてほしいとなると具体例を出さずに、ぼやっとしておく方が取りようによったら色々読み取れるのではと思いました。

(議長)

ありがとうございます。

委員いかがでしょうか。

(委員)

そうですね。私が最初に表明させていただいた趣旨がぼんやりさせてしまうと外れていくのではないかと思いました。

せっかく取り上げていただけるのであれば、目が行くようにしたいと私は思います。それでなければ、短いですから読み飛ばして終わりで当

たり前のことと取られるだけで、それでよいのであればそれでよいのですけれど、やっぱり目に留めてほしいのであれば一工夫が必要かと思います。

(議長)

委員お願いします。

(委員)

委員のおっしゃることはよく分かります。ただ、附帯意見として、アトイはそのままにして、もし委員の意見を書くのであれば、イを直すのではなくてウにしていただいて、イはイで私はぴったりだと思います。イは新たな負担の増加について書かれていますので、低所得者世帯の表現で、これはこれでいいと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。

委員のご意見を元にそもそもこれを国民健康保険に入れることへの疑問という委員の意見から全体の意見に変わって発展してしまった点もあるので、委員のおっしゃっていただいたようにこのような意見があつたことを示すためにウで追加させていただくか、あるいはこのままでいくかというところだと思います

ウをつくる場合、イとウがどのように違うのか、同じようなことなのに項目を分けて答申するのかという議論も必要になると思います。

委員お願いします。

(委員)

難しいのですけれども、要するに、子ども・子育て支援制度の趣旨があります。やはりひとり親世帯とか、子育てをしている中で最も影響を厳しく受ける方が出てくると思いますので、そういう方々への配慮が何か考えられないかという趣旨です。

私の意見から取り上げていただいたのであれば、そういうところに着目していただきたいと思うのです。

ただ答申ですから、限界はあると思います。

(議長)

そうですね。あと協議会なので、あくまでも委員が協議して、協議会としての統一した答申であって、個別意見の返信ではないので、ここで合意が形成されなければいけないというところです。

委員お願いします。

(委員)

事務局にお聞きしたいのですが、委員のご意見の趣旨を踏まえて、事務局として今回の制度導入に当たって、最も影響が大きい世帯をどう想定しているところでしょうか。もちろん減免を含めて考えるところだと思いますが、一番強く影響を受ける世帯はどう想定しているのか、それを織り込むというのも一つの案かと思います。いかがでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

新たな負担になるという点では、様々な世帯に影響がありますが、特に影響の大きい世帯としましては、低所得者世帯もその一つであるかと思います。以上です。

(議長)

委員、制度導入で最も影響を受ける世帯への配慮をしてほしいということが一番の趣旨でしょうか。

(委員)

はい。それでいいかもしれません。

(議長)

それを文字にして、低所得者世帯を含め、本制度の導入により影響を最も受ける世帯への支援を国に要望すると、そういう表現に変えさせていただいて、作成させていただこうと思います。

皆さま、ご意見ありがとうございました。

このまま、文面のままというわけではなく、今の委員方からもご指摘いただいたもの、（3）の附帯意見のアの文言であったり、今のイの最も本制度の導入により影響と、こういうふうに文言を変えさせていただきまして、1月13日に市長にお渡ししなければならない関係から、私の方にお預けしていただければ、これでよく練りまして、文章を作つて、年明け1月13日に提出させていただければと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

拍手をもって承認

（議長）

それでは繰り返しになりますけれども、答申書については、令和8年1月13日（火）に当協議会を代表して私の方から市長に提出させていただき、皆様には次回、令和8年1月23日の第6回運営協議会で、提出しました答申書の写しをお示ししたいと思います。

それでは、本日の議題2を終了します。

以上で本日の議題を全て終了しました。

他に皆様、何かありますでしょうか。

（議長）

ないようですので、それでは、慎重な審議と、忌憚のないご意見を皆様に頂戴しまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第5回国民健康保険運営協議会を閉会します。